

自立支援訪問事業（介護予防訪問介護相当）の詳細

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の介護予防訪問介護と同様のサービス ・サービス提供時間 →従前の基準省令に準じる。 ・サービスの支援内容 →従前の基準省令に準じる。
対象者	要支援認定者及び基本チェックリスト該当による事業対象者
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のような、訪問介護員による支援が必要とケアマネジメントで認められる者 疾患、廃用等により上下肢や体幹機能の低下がある利用者や認知機能の低下等により日常生活に支障をきたす症状・行動を伴う利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、または状態悪化を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すもの。
サービス提供者	指定訪問介護事業所の従事者 ※市の独自指定が必要
人員・設備・運営 基準	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※① 常勤・専従 1 ・サービス提供責任者※② 常勤訪問介護員のうち、利用者 40 人に 1 人以上 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者】 ・訪問介護員等：常勤換算 2.5 以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 <p>※①は、管理上支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。 ※②は、一部非常勤職員も可能</p>
	<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品
	<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・訪問介護員または訪問介護員であった者等の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 <p>※従前の介護予防訪問介護の基準と同様</p>
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントプロセスで実施
計画期間	従前の介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>(1) 事業対象者・要支援 1、2 週 1 回程度の計画 同月に 1～4 回まで利用の場合 1 回あたり 268 単位 同月に 5 回以上利用の場合 1 月につき 1,176 単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援 1、2 週 2 回程度の計画 同月に 1～8 回まで利用の場合 1 回あたり 272 単位 同月に 9 回以上利用の場合 1 月につき 2,349 単位</p> <p>(3) 事業対象者・要支援 2 週 2 回を超える程度の計画 同月に 1～12 回まで利用の場合 1 回あたり 287 単位 同月に 13 回以上利用の場合 1 月につき 3,727 単位</p> <p>(4) 事業対象者・要支援 1、2 20 分未満の身体介護中心のサービスを計画 同月に 1～22 回まで 1 回あたり 167 単位</p> <p>※加算、減算についてはすべて適用</p>
利用料	原則 1 割（一定所得以上の場合は 2 割又は 3 割）を負担
給付管理	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 →介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者 →原則、予防給付の要支援 1 の限度額 <p>※利用者の状態により、事業対象者は要支援 1 の支給限度額を超える事も可 （申請により、市が認める場合は要支援 2 の支給限度額とする）</p>
事業者への支払	国保連経由での審査・支払

生活応援訪問事業（訪問型サービスA）の詳細

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助中心のサービス サービス提供時間 →20分から45分程度/回 サービスの支援内容 →自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと。できることは利用者にしてもらうこと。
対象者	要支援認定者及び基本チェックリスト該当による事業対象者
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援が必要とケアマネジメントで認められる者に対し、残存能力を活かしつつ生活を維持するために必要な生活援助。 日常生活動作は自立できているが、交通手段の確保が困難等、支援を必要とする者に対し、生活援助を行う。等
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問介護事業所の従事者 ※指定申請が必要 事業受託者（民間事業者、NPO法人等） ※委託契約が必要
人員・設備・運営 基準	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者※ 専従1 訪問事業責任者 従事者のうち必要数（利用者40人に1人以上） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または一定の研修受講者】 従事者 必要数（常勤換算1以上） 【資格要件：訪問事業責任者に同じ】 <p>※は、管理上支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。</p>
	<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
	<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、個別サービス計画の作成 従事者等の清潔の保持、健康状態の管理 従事者または従事者であった者等の秘密保持 事故発生時の対応 廃止、休止の届出と便宜の提供 等
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントプロセスで実施
計画期間	6～12カ月
単価	<p>訪問型サービス費（独自/定率）を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 200単位/回 事業者と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、180単位/回
利用料	原則1割（一定所得以上の場合は2割又は3割）を負担
給付管理	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者 →介護度による予防給付の支給限度額 事業対象者 →原則、予防給付の要支援1の限度額 <p>※利用者の状態により、事業対象者は要支援1の支給限度額を超える事も可（申請により、市が認める場合は要支援2の支給限度額とする）</p>
サービス利用回数	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者 ⇒従前の介護予防訪問介護相当サービスに準ずる回数 事業対象者 ⇒週1～3回程度（ケアマネジメントにより必要と認められる回数）
事業者への支払	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業者については、国保連経由での審査・支払。 事業受託者（民間事業者、NPO法人等）については、市による審査・支払。

自立支援通所事業（介護予防通所介護相当）の詳細

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の介護予防通所介護と同様のサービス ・サービス提供時間 →従前の基準省令に準じる。※送迎時間は含まない。 ・サービスの支援内容 →従前の基準省令に準じる。※大分県作成の「自立支援型通所サービス生活機能向上支援マニュアル」に基づき実施するものとする。
対象者	要支援認定者及び基本チェックリスト該当による事業対象者
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のような専門的な支援が必要な者 疾患、廃用等により上下肢や体幹機能の低下がある利用者や認知機能の低下等により日常生活に支障をきたす症状・行動を伴う利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すもの。
サービス提供者	指定通所介護事業所の従事者 ※市の独自指定が必要
人員・設備・運営基準	<p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※① 常勤・専従 1 ・生活相談員※② 専従 1 以上 ・看護職員※② 専従 1 以上 ・介護職員※② ~15 人に対して専従 1 以上 15 人~利用者 1 人につき専従 0.2 以上 ・機能訓練指導員 1 以上 <p>※①は、管理上支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。 ※②は、通所介護及び通所型サービスAと一体的に行う場合、専従要件を満たしているとみなす（波線部分）。</p>
	<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂、昨日訓練室（3 m²×利用定員以上） ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・その他の必要な設備
	<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程の説明及び同意 ・提供拒否の禁止 ・職員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・職員または職員であった者等の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等 <p>※従前の介護予防通所介護の基準と同様</p>
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントプロセスで実施
計画期間	従前の介護予防通所介護に準じる
単価	<p>(1) 事業対象者・要支援 1 週 1 回程度の計画 同月に 1~4 回まで利用の場合 1 回あたり 384 単位 同月に 5 回以上利用の場合 1 月につき 1,672 単位</p> <p>(2) 事業対象者・要支援 2 週 2 回程度の計画 同月に 1~8 回まで利用の場合 1 回あたり 395 単位 同月に 9 回以上利用の場合 1 月につき 3,428 単位</p> <p>※加算、減算についてはすべて適用</p>
利用料	原則 1 割（一定所得以上の場合は 2 割又は 3 割）を負担 ※昼食代は別途自己負担
給付管理	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 →介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者 →原則、予防給付の要支援 1 の限度額 <p>※利用者の状態により、事業対象者は要支援 1 の支給限度額を超える事も可（申請により、市が認める場合は要支援 2 の支給限度額とする）</p>
事業者への支払	国保連経由での審査・支払

生活応援通所事業（通所型サービスA）の詳細

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション、教養講座、趣味活動、運動、介護予防講話 等 ・サービス提供時間 1日3時間以上（送迎時間は含まない） <p>※通所介護及び従前の介護予防通所介護と併せて行う場合は、場所を分ける、パーティション等で仕切る、プログラム内容を区別するなど、利用者に不都合が生じないように、それぞれの目的に応じたサービスの提供を行うこと。</p>
対象者	要支援認定者及び基本チェックリスト該当による事業対象者
サービス提供の考え方	社会参加、閉じこもり防止、心身機能維持等のミニデイサービス 等
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護事業所の従事者 ※指定申請が必要 ・事業受託者（民間事業者、NPO法人等） ※委託契約が必要
人員・設備・運営 基準	<p>単独で行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従 1 ・従事者 ~15人に対して専従 1 以上 15人~利用者 1人につき必要数（専従 0.1 以上） <p>通所介護、介護予防通所介護相当の事業と一体的に行う場合 従事者が専従要件を満たしているときみなす（波線部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従 1 ・従事者 ~15人に対して専従 1 以上 15人~利用者 1人につき必要数（専従 0.1 以上） <p>※は、管理上支障がない場合、他の職務に従事し、または同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。</p>
	<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要なスペース（3㎡×利用定員以上） ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・その他の必要な設備 <p>※通所介護及び介護予防通所介護相当の事業を併せて行う場合は、同一の場所で可。</p>
	<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 等
ケアマネジメント	原則的なケアマネジメントプロセスで実施
計画期間	3~12カ月
最大定員	通所介護及び介護予防通所介護相当の事業を含め、人員基準、必要なスペースを満たしたうえで、受け入れが可能な人数
単価	通所型サービス費（独自/定率）を採用 <ul style="list-style-type: none"> ・300単位/回 ・事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通う利用者にサービスを行う場合は、206単位/回
利用料	原則 1割（一定所得以上の場合は 2割又は 3割）を負担 ※昼食代は別途自己負担
給付管理	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 →介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者 →原則、予防給付の要支援 1 の限度額 <p>※利用者の状態により、事業対象者は要支援 1 の支給限度額を超える事も可（申請により、市が認める場合は要支援 2 の支給限度額とする）</p>
サービス利用回数	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者 ⇒従前の介護予防通所介護相当サービスに準ずる回数 ・事業対象者 ⇒週 1~2 回程度（ケアマネジメントにより必要と認められる回数）
事業者への支払	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者については、国保連経由での審査・支払。 ・事業受託者（民間事業者、NPO法人等）については、市による審査・支払。